

●香川県告示第76号

昭和44年香川県告示第704号（公平委員会の事務の受託）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月20日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県は、<u>香川県中部ボートレース事業組合</u>の公平委員会の事務を次の規約により受託する。</p> <p><u>香川県中部ボートレース事業組合</u>と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約</p> <p>（公平委員会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、<u>香川県中部ボートレース事業組合</u>（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>香川県は、<u>善通寺市ほか6町競艇事業組合</u>の公平委員会の事務を次の規約により受託する。</p> <p><u>善通寺市ほか6町競艇事業組合</u>と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約</p> <p>（公平委員会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、<u>善通寺市ほか6町競艇事業組合</u>（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。</p>